

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第2棟の設置）に係る面談
2. 日時：令和3年1月18日（月）15時05分～17時10分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
澁谷企画調査官、伊藤係長  
宇野課長補佐、高木技術参与（テレビ会議システムによる出席）  
技術基盤グループ システム安全研究部門  
山本技術研究調査官  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所 担当2名（テレビ会議システムによる出席）  
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構  
担当6名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第2棟の設置）について、主に資料に基づき説明があった。
  - 保安体制について
    - ✓ 緊急事態発生時の役割分担
    - ✓ 火災時の対応のために日本原子力研究開発機構にて準備する装備
    - ✓ 緊急時対応と事後対応における体制の違い
  - セル・グローブボックスの閉じ込めに係る整理について
    - ✓ コンクリートセルの給排気弁は、停電時に自動で閉止する弁（以下「自動弁」という。）とする。
  - 臨界管理の方法について
    - ✓ 均質体系及び非均質体系の不均一効果（燃料領域内で燃料濃度に差が存在することにより、中性子実効増倍率が高くなる現象）は、元々設定していた燃料組成の保守性に包括される。
  - 再補正について
    - ✓ 臨界管理に関しては、令和3年1月8日付け補正申請で追記した解析結果の説明中の数値（Puと水の混合物の直径及びPu濃度）に誤記があり、再度補正申請を行い記載の修正をする予定である。なお、解析結果を説明用に換算する際の表計算ソフトへの入力ミスによるものであり、解析自体に誤りはない。
- 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認するとともに、以下についてコメントした。
  - セル・グローブボックスの閉じ込めに係る整理について
    - ✓ コンクリートセルの給排気弁を自動弁とする一方、鉄セル及びグローブボックスの給排気弁は手動の弁とすることについて、考え方を説明すること。
    - ✓ 今回設置予定の自動弁について、既存施設での使用実績があれば示すこと。
    - ✓ 意図しない自動弁閉止が起きた場合の、周辺の設備・機器や安全機能への

波及的影響の有無について説明すること。

➤ 臨界管理の方法について

- ✓ 燃料濃度が不均一な状態の解析において、燃料領域の半径を3等分した解析モデルを設定しているが、より中性子実効増倍率が高くなるような切り分け方はないのか。解析モデルの妥当性について説明すること。

6. その他

資料：

- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について（保安体制について）1月5日面談資料改訂版
- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について（セル・グローブボックスの閉じ込めに係る整理について）12月11日面談資料改訂版
- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について（臨界管理の方法について）1月5日面談資料改訂版